

長野県スポーツアワード実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、表彰規則(昭和34年長野県規則第6号)第3条第2項の規定により、スポーツ分野において優秀な成績を収めた選手及び団体を表彰することについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の範囲)

第2 知事は、第5の推薦を受けた者の中から被表彰者を選考し、表彰する。ただし、同一功績により長野県スポーツ栄誉賞の被表彰者となる者は対象としない。

2 前項に定めるもののほか、知事は、別表に該当し、特に必要と認める者を選考の対象とすることができる。

3 各年の表彰は、1月1日から12月31日までに実施された競技会を対象とする。

(最優秀賞等)

第3 知事は、第2第1項の被表彰者の中から最優秀賞を決定する。

2 前項の最優秀賞の他、知事は、必要に応じて、賞を設けることができる。

(表彰の期日)

第4 表彰は、年1回、別に定める日に行うものとする。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことができる。

(候補者の推薦)

第5 市町村長、スポーツ団体の長等は、別表に該当する者がいるときは、知事あて推薦することができる。

2 候補者の推薦は、別に定める日までに、次に掲げる書類をスポーツ振興課長へ提出して行うものとする。

(1) 推薦調書(様式1)

(2) その他必要と認める書類

(選考委員会)

第6 被表彰者を選考するために、選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、観光スポーツ部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、国スポ・全障スポ大会局長、観光スポーツ部次長、山岳高原観光課長及びスポーツ振興課長の職にある者をもって充てるものとする。
- 5 選考に際し、選考委員会を開催する暇がない場合は、持ち回り審議をもって委員会の開催に代えることができる。

(表彰事務)

第7 表彰に係る事務は、スポーツ振興課において行うものとする。

(補足)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月8日から施行する。